

特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ
理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ（以下「この法人」という。）の定款第54条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 総会及び理事会を招集する。

(事務局長)

第5条 この法人の事務局長を務める理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長の了承のもと、業務の代行を行う。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

2

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。
この規程は、令和4年6月20日から施行する。

(別表) 理事長及び事務局長の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	事務局長
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎総会及び理事会を招集	◎理事長を補佐し、この法人の業務を執行
事業計画及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
規程案の作成に関する事	○	
県外出張に関する事		○
支出に関する事 (100万円を超えるもの)	○	
支出に関する事 (100万円以下のもの)		○
個別事業の実施や運営に関する事		○
職員の研修・人材育成に関する事		○
福利厚生に関する事		○
外部への文書送付等に関する事 (特に重要な案件)	○	
外部への文書送付等に関する事 (特に重要な案件を除く場合)		○